１５　農林水産物の輸出拡大に向けた提言

人口減少により国内の市場規模が縮小する中、地域の主要産業である農林水産業・食品産業の持続的な成長を実現するためには、アジアを中心とする海外の生活水準の向上や訪日外国人の増加等による日本産農林水産物・食品のニーズの高まりといった環境の変化を捉え、輸出拡大を図ることが重要である。

都道府県においては、農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出産地づくりや地域のブランド産品と観光誘客との一体的なプロモーション活動等を展開し、農林水産物等の輸出拡大やインバウンド消費の拡大に一定の成果をあげてきた。また全国知事会においても、我が国全体の輸出拡大を図るため、昨年、海外での共同プロモーションをフランスで実施したところである。

こうした中、米国による日本からの輸入品に対する新たな関税措置が合意されたところであるが、米国は農林水産物・食品の輸出全体の約２割を占めており、輸出減少による国内の農林水産業や食品産業の経営や雇用などへの影響が懸念される。

この難局にあっても、国の掲げる 2030 年輸出額５兆円の目標達成に向け、国と地方がスクラムを組み、オールジャパンによる取組を加速させ、更なる輸出拡大を図るため、次の対策を講ずるよう提言する。

１　米国関税措置への対応

（１）　従来の関税率から上がる影響を踏まえ、米国に対し、機会を捉えて関税措置の見直しを粘り強く求めること。

（２）　米国の関税措置がもたらす国内の農林水産業や食品製造業への影響を品目ごとに分析し、国民や事業者等に対し迅速かつ丁寧に説明を行うとともに、地方の声も十分聴きながら、こうした分析結果や地域の実情を踏まえ、国として必要な対策を講じ、また、地方に対する財政支援等を講じること。

　また、関税の影響が長期化・深刻化する事態となる場合には、躊躇なく需要喚起策等の措置を講じること。

（３）関税措置の影響を大きく受ける輸出に取り組む農林水産業者及び食品製造業者に対する資金繰り支援等、影響を最小限にする対策を講じること。

（４）農林水産物の輸出に力を入れている産地の成長を妨げることがないよう、輸出先の多角化など必要な対策を講じるとともに、地方が独自に行う関税措置対策に対して必要な支援を行うこと。

２　輸出障壁の除去

輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されているものの厳しい条件が課されている品目、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い一部の国・地域において輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に二国・地域間協議を行うこと。

また、米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、他国の輸出により数量枠が早期に全量消化されている実態を踏まえ、輸出拡大に支障を来すことのないよう、安定的な輸出に向けた米国への働きかけを行うこと。

３　原発事故、ALPS 処理水

原子力発電所事故や ALPS 処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、即時に撤廃するよう強く求めること。

特に、科学的根拠に基づかず、原子力発電所事故後継続している 10 都県に対する中国の輸入停止措置についても、あらゆる交渉機会を捉え撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉に関する情報を関係都県と共有すること。

4　輸出産地づくりへの支援

安定的・継続的に輸出に取り組む産地を形成するため、「フラッグシップ輸出産地」の育成や、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する生産者・事業者による「輸出事業計画」策定等の手続きの迅速化を図るとともに、輸出施設整備や販路開拓など、ステージに応じた取組への支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業を拡充すること。

5　海外での販路の開拓・拡大への支援

地方の輸出の取組が更に活発となるよう、都道府県域を越えた連携活動を含む地方の海外での販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組等に対し、積極的な支援を行うこと。

また、都道府県レベルでの効率的な物流構築に資するため、都道府県単位で輸出品目や輸出額が把握できる仕組みを構築すること。

さらに、オールジャパンのＰＲ活動については、地域ブランドが埋もれることがないよう、積極的な発信を行うこと。

6　海外での知的財産保護

都道府県を含め我が国で育成した優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の十分な予算の確保や実効性ある対策を進めるとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国・地域と協議を進めること。

また、地理的表示（GI）保護制度の相互保護を行う国・地域の拡大に向け、関係国・地域との協議を進めること。

さらに、コメや青果物などの食材において、日本産を模した安価な海外産食材が流通しているため、日本産と海外産の食材を明確に区別できるよう、都道府県産農産物の商標を模倣した疑義品の流通を防ぐための政府間での申入れや監視等、権利保護に資する制度を整備すること。